

平成22年12月13日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

出席議員（18名）

1番	緑山市朗君	2番	佐藤皓一君
3番	高橋辰郎君	4番	伊賀光男君
5番	阿部幸夫君	6番	高橋利典君
7番	渋谷秀夫君	8番	高橋幸彦君
9番	尾口慶悦君	10番	色川晴夫君
11番	赤間洵君	12番	太齋雅一君
13番	後藤良郎君	14番	片山正弘君
15番	菅野良雄君	16番	今野章君
17番	小幡公雄君	18番	櫻井公一君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	大橋健男君
副町長	西村晃一君
総務課長	佐藤幹夫君
企画調整課長	小松良一君
財務課長	熊谷清一君
町民福祉課長	安部新也君
産業観光課長	阿部祐一君
建設課長	中西傳君
会計管理者	大友忠君
会計課長	佐々木千代志君
水道事業所長	丹野茂君
総務管理班長	櫻井一夫君
税務班長	千葉義行君
上水道班長	鷹平義弘君

教 育 長	米 川 稔 君
教 育 課 長	亀 井 純 君
選挙管理委員会事務局長	中 村 寛 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 高 平 功 悦 主 幹 佐々木 弘 子

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日 (月曜日) 午前 1 0 時 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〃 第 2 議案第 7 8 号 指定管理者の指定について
- 〃 第 3 議案第 7 9 号 指定管理者の指定について
- 〃 第 4 議案第 8 0 号 指定管理者の指定について
- 〃 第 5 議案第 8 1 号 指定管理者の指定について
- 〃 第 6 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 7 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 8 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 9 議案第 8 5 号 平成 2 2 年度松島町下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
- 〃 第 1 0 議員提案第 1 0 号 松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について
- 〃 第 1 1 議員提案第 1 1 号 松島町議会委員会条例の一部改正について

追加日程

- 〃 第 1 議案第 7 8 号 指定管理者の指定についての撤回の件について
- 〃 第 2 議案第 7 9 号 指定管理者の指定についての撤回の件について
- 〃 第 3 議案第 8 2 号 平成 2 2 年度松島町一般会計補正予算 (第 4 号) についての撤回の件について
- 〃 第 4 議案第 8 3 号 平成 2 2 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号) についての撤回の件について
- 〃 第 5 議案第 8 4 号 平成 2 2 年度松島町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) について

ての撤回の件について

Ⅱ 第 6 議案第 85 号 平成 22 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）につ
いての撤回の件について

本日の会議に付した事件

追加日程第 7 議員提案第 12 号 監査請求に関する決議について

午前10時00分 開 議

○議長（櫻井公一君） 皆さんおはようございます。

平成22年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。松島町 [REDACTED] です。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井公一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、17番小幡公雄議員、1番緑山市朗議員を指名します。

日程第2 議案第78号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第2、議案第78号指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 9番であります。

この指定についてで指定管理者の議案であります。町長、副町長は見ているのかどうか分かりませんが、教育委員会等への事務委任というふうなことで告示をしているわけであり。告示をしているのに、告示の取り消しも何も全くない10月1日から20日までホームページへ募集公告を出すと。教育委員会の権限は全く無視して出しておられるわけであり。教育委員会にはどんな手続をとられたのか、まずひとつその辺を一番最初にお聞きをしたい。私たちは金曜日に松島町教育委員会教育行政点検評価報告書をいただいているわけであり。そのときにも申し上げたのでありますが、教育委員会では指定管理しなくたって全くいいよいいよと書いているわけです。それなのに行政側はこういうふうなことでホームページにも出されると。こういうふうなことがあったわけであり。どんな考え方でこういうふうな対応をされたのか。まず最初にお聞きをしたいわけであり。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） ご質問にお答えいたします。

教育委員会と町との関係のご質問ということでございます。今回、松島町運動公園の指定管理者の手続につきまして、教育委員会が所管してそれをご説明するというお話申し

上げているわけでございますけれども、教育委員会への規則で運動公園の管理運営が委任されているということで、指定管理者に関する募集につきましては管理運営等募集ということで説明をしているところでございます。ご質問の趣旨につきまして、どのような手順で教育委員会でそれを進めたのかというお話でございますが、議案の追加資料でおつけいたしました、ページ数でいきますと10ページでございますけれども、指定管理者の候補者の選定までの流れという中で一連のスケジュールをお示ししているわけございまして、募集要項の配布を10月に始め、説明会を10月5日に実施し、応募書類受け付けを10月20日から31日まで行った。それで選定委員会を開催し、審査内容を公表した上で教育委員会会議でそれを指定管理者の指定に関して議案を承認したという形をとっている。その後、議案として庁議の場でそれを議会のほうに提出していかということでの議案審議をいたしまして庁議で決定したという一連の流れでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長、間違わないでくださいよ。この教育委員会への事務委任及び補助執行に関する規則、これは告示しているんですよ。告示しているということは住民に知らしめているわけです。この間の今野議員の福祉施設のときも公告しているからいいんだよと、住民に知らしめたんだよと、こういうふうな話をしているわけです。告示行為のほうが条例と同じ効果があるんですよ。それなのにそれをしないで、そして10月1日から20日まで募集をホームページに出している。これは教育委員会を全く無視した行為なのではないか。無視しなければ、副町長聞きなさいよ、無視しなければ教育委員会に事務委任しているから教育委員会の仕事なんですよ。それを町長が勝手に告示して、いいのか悪いのかどうなのかわかりません。こっちでは教育委員会がいいって言っているんですよ。我々10日に出されたやつでは。うんといいいんだよ、理由もいいいんだよ。体育施設もみんないいんだよ、今立派にしているからいいんだよって書いているわけです。そしてさらに学識経験者の大崎安さんと早川成美さんが全くいいんですよと書いているわけでしょう。それを、いや告示してたって何だって教育委員会に言っているんだからいいんだと。できれば条例を改正しなくたって議会でこれでいいよっていったらば、執行部は条例も何も要らなくなるんですか。

だからその辺をまず一番最初にお聞きしたいわけです。事務委任をしているんだから、事務委任していることが優先されるべきなのではないかと。議長が町長のところに行ったときに、後でまた戻すんだからいいんだというふうな話をされたらしいんですが。いいですか、条例だの規則というのは戻すから前のやつを残していいんだという話はないんですよ。そんなこ

とをするんなら条例も何も要らなくなるんです。だから事務手続として教育委員会にまた委任する必要がなくなるんでないですか、指定管理者の指定をしてしまえば。何もするところがないんですから。

この中身を見ていきますと、事務委任の中身は行為の制限から公園施設の設置及び管理、占用の許可、その辺のものまで全部委任しているんですよ。そうすると指定管理者に指定してしまったら何も要らないんじゃないですか、わざわざ委任しなくたって。だからそういうふうな法律行為を無視して、法律、条例、規則を無視して行政側はやっていいのかどうかと私は。副町長はこれを通さなきゃないから一生懸命になって是認をすることを言うんですが、規則なんですよ、告示しているんですよ。告示も何も要らないんでないですか、こんなことをするのなら。告示した以上は告示の取り消しなり何なりをして、正式な手続をしなければおかしいのではないか。教育委員会に町長のほうから文書でもやったんですか。これは教育委員会でされたようになっていますが。ここのところで10ページはもらいました。私も見ました。11月18日、町のホームページに指定管理者の審査結果を報告した。候補者の指定管理。その後に教育委員会がしているんでしょう。どっちが先なんだか。終わってからでいいんですか、こういうのは。おかしくないですかと私は聞いているんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） お話しのとおり、運動公園の管理運営につきましては教育委員会に委任しております。したがって指定管理者の募集につきましては教育委員会が募集ということで、教育委員会がその募集を行ったということでございまして、何ら疑義は生じないものというふうに考えておりますが。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育委員会が募集したんだとすれば、教育委員会でこれはよくなかったんですか。この点検評価はいいと言っているんですよ、あなたたちが書いて。理由についても、あうんといいいんだよと。体育施設についても体育指導員だの何だのやっているからうんといいいんだよと、こう言っているわけです。そして学識経験者もいいんですよと、こういうふうに言っているわけでしょう。それはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） この点検評価のほうは、これは松島町の教育の基本方針と重点施策に基づいて教育委員会で掲げたものについての点検評価になります。したがって指定管理者というのはこのいわゆる教育基本方針重点施策の中には盛り込んでおりませんでしたので、

ですから直接的なものは指定管理者云々というのはこの点検評価には盛り込まれてはおりません。ただし生涯学習関連施設の中の美遊、いわゆる温水プール等でもありますので、そのことについては生涯学習班が所管なので一体どういう状況であったか。目標そして実践した、じゃあ反省、点検評価はどうだったかということについての評価をしているということになります。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育長、間違わないでください。このところで社会教育施設の整備と運用の充実ということであんたたちは運用がいいんですよと言っているんですよ。運用に問題があって、少し高くつくから指定管理者にしたいということとかが書いてなければ、運用はいいと言っているんですよ。それを見て学識経験のある立派な方々が、あぁいい、いいと、こう言っているんです。そうでしょう。それは言い逃れでしかないんじゃないですか。主要事務と書いているんですよ。主要事務でこの体育施設も美遊も管理運営はこういうふうにやりますよと、やりましたよと。これはいいですねと、おたくらもいいですねと書いているわけでしょう。それを後押しするように教育委員の経験者もいいと言っている、教育委員会も皆いいと言っているんです。ここに名前書いてあるから教育委員会にかけたんでしょ。その中でもいいと言っているんです。いいと言っているのにある日突然、今度は指定管理者にするよと。おかしくないですか。言い逃れでなく現実におかしいのならおかしい、おかしかったのならおかしかったと言わなければならないでしょう。おかしくないですか、全く。

○議長（櫻井公一君） 答弁。米川教育長。

○教育長（米川 稔君） 全くおかしいとは思っておりません。といいますのは、この点検評価のほうは21年度についての点検評価であるし、直接的に指定管理者云々については触れたものではありませんので。あとはそれとの関連でスポーツ振興計画のほうでは指定管理者については触れておりますけれども、この点検評価はそこまでは及んでいない点検評価というふうにとらえておりますので、特におかしいというふうには思っておりません。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育委員会の教育行政の点検評価報告書なんですよ。何であれ全体を言っているんですよ、教育委員会のなには。教育委員会の一部分でやっているんでないですよ、これは。教育長読んだけれども、基本教育行政の組織及び運営に関する法律。この中で教育委員会の権限に関する事務それから教育長に委任された事務、それらの管理及び執行の状況についてするんだと、こう言っているわけです。今、社会教育だの何だのそっちのほうは

別なんだと。別なんでないんです。あなたたちの全体の事務の点検評価をして出さないよというふうなことなんですよ。この29条ですか、27条ですか、これをしっかり読んでみなさいよ。そういうふうにとれなければおかしくないですかと私は言っているんです。そんなに細かく、こっちは27条に該当しないんだよと。こういうふうになりますか、これを見て。もう一回ご答弁をいただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 私のほうから点検評価との関係をちょっとお話しさせていただきますと、点検評価は今、私ども教育委員会で与えられている条件、状況下でいかなる事業をやり、その成果としてどうだったかということの点検評価でございまして、その結果はその状況、条件下では良好であったというような評価をいただいたというようなこととさせていただきます。

都市公園施設を民間事業者指定管理者に指定をするということで、より利用者の満足度を増したり利用者確保するということが都市公園の一番の目的であった住民の健康増進につながるであろう。より利用していただくということで指定管理者制度を導入するということとさせていただきます。もちろん集中改革プランにもこの指定管理者制度の導入についてのとってありますし、私どもで21年度に策定いたしましたスポーツ振興基本計画にも運動公園については指定管理者制度を導入していったらどうだというようなことが書いてございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育課長もなになんですが、ここの地方教育行政の組織及び運営に関する法律27条は全部のことをいっているんです。今課長が言ったような断片的にこっちは違う、こっちは違うというのでないんですよ。あなたたちがやっている事務全部についてこういうふうな点検評価をして出さないよと、こういうふうに言っているわけです。いいですか、そこのところを間違えると今みたいな答えが出てくるんですよ。

それから、これも今指摘をしたようなわけではありますが、さらにだれから言われて指定管理の公募をしたんですか。町長が提案したからでしょう、ここに。ここは町長の提案なんです。松島町長大橋健男が12月10日に提案しているんです。教育委員会で勝手にして町長やれということですか。町長からどんな対応を求められてそういうふうにしたのか、まずそこのところを。教育委員会独自で勝手にやったんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 9月の議会で都市公園条例が変わりまして指定管理者制度を導入することができるようになりまして、それで指定管理者制度導入に向けた準備をしたというこ

とでございます。先ほども申し上げましたように、行政改革集中プランにもものっておりまして、それから民営化推進事業委員会、こちらのほうからも運動公園については指定管理者制度を導入していくべきだというふうなことでございましたので、私どもとしては進めさせていただいたと。

それから募集事務についてということですが、施行規則によりますと町長及び教育委員会ということ、教育委員会も募集事務をやるようになっておりますので、私どもではやらせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからやらせてもらったのはいいんですが、町長とどういうふうな協議をしたんですか。町長が提案者ですよ。課長が勝手に、やられることになっているからおれはやったんだと。そして町長やれやと、こういうふうなことですか。教育委員会なんですよ、委任しているのは。委員会でそういうふうな吟味もしなければならぬですよ。事務局のことを教育委員みんな聞くんだからというのと同じになるんですよ、そうなれば。いいですか。教育委員会が決めるんですよ。それはどうなんですか。町長が提案者になっているんですか。町長のなにはどうなっているんですかと聞いているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、町長がどうなっているのかということでございますので、町長部局の私のほうからお話し申し上げたいと思います。

亀井課長が答弁したとおり、松島町として行財政改革集中プランというものを平成17年度にプランとして決定しております。その時点でいろいろその中では定員管理の適正化であるとか民間委託等の推進というような項目がございまして、その民間委託等の推進の中でスポーツ振興センターなり町民グラウンドなり勤労青少年ホーム、さまざまなそういう施設についての民間委託等の推進というものをその時点で決定しております。ですのでその後完成されたプール等も含めて、やはり民間委託というところがまず町としての基本的な考え方、まず検討しましょうという考え方でございますので、それに応じて教育委員会は内部でさまざまな検討を続けてきたということだと思います。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうふうなことで町から教育委員会にこれを検討しなさいと。ここにそういうふうな通達なり何なりがあるから教育委員会でしなさいと、こういうふうなことにならないです。教育委員会というのは独立した機関ですよ、副町長。独立した機関に、あ

あほらやれやと。こういうふうになっているからやれやと。こっちでも吟味したからやらいんと、こういうふうなことではおかしいわけでしょう。法律的な行為をやるのに組織は別な組織だから、別な組織にはちゃんとした手続をとらなければならないんですよ。役場の中だから何でもいいんだ、そしてここにある規則も何も直さなくたっていいんだ、また戻すんだと。こういうふうなことでは規則も法律も条例も要らなくなるんでないですか。そうなりませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 行財政改革集中プランの考え方ですが、そのプランを策定する時点で町長部局だけで決めたわけではなくて、その時点で庁議なりあるいは教育委員会の職員が入ってそれを検討していったわけですから、これは一方的に別に町長部局から教育委員会にやれというようなことをお示ししたわけではないというふうに考えております。その点について教育委員会の中でも議論があり、民間委託という方向で進めるべきだということで今回のご提案になっているものというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長、集中プランつくったからこっちでやっているのは当たり前だというのはおかしいわけですよ。プランつくったってしなくたっていいわけですから。しなくたっていいわけでしょう。それをさせたわけでしょう、実際。しなくたっていいんですよ。だから21年だからこれは関係ないんだって言っているわけでしょう、教育委員会では。これは21年度の結果ですよ、23年度はまた別ですよと、こういうふうに言っているわけでしょう。その集中プランをなにしたんだら21年度もそういうふうな感じで出てこなきゃいけないんですか。出なくていいんですか。もう一回答弁いただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 教育委員会のほうはその民間委託について、それぞれ条例案改正を提案いたしましてご議決いただいておりますけれども、その時点でも教育委員会の中でそれは議論されているというふうに考えておりますし、それ以前からこのスポーツ振興センターの絡みにつきましては民間委託が必要ではないかという議論を続けてきた結果、教育委員会でそういう判断があったというふうに考えておりますので、それについて町長部局からこうしろああしろということではないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そうだとすればこの検討委員会、選定委員会、これには行政側、町長部

局は入っていないんですか。町長部局は入っていませんか。教育委員会がそういうふうな考えでやったんだということであれば、独立した機関ですからね教育委員会は。教育委員会からの要請があったのかどうか。それらも含めて執行部のなには入っていないんですか。

○議長（櫻井公一君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 選定委員会につきましてはこの間も説明しましたがけれども、副町長それから教育長それから会計管理者並びに課長等で組織しております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからね、今教育委員会でやるんだと言っているんだよ。そこに副町長が先頭に立って、あんたたちも入ってやるというのであれば教育委員会の独立性というのがないんでないですか。町長の言われたとおりに教育委員会は動く。教育委員会は追認機関だと、そういうふうになりませんかと私わざわざ、分けるんだらこういうふうに分けなけりゃないんでないかと言っているんですよ。総務課長のなには私の質問がわかりませんか。あなたは。教育委員会でやっているんだと言っているわけですよ。総務課長。それなのに副町長が主催をしてやっているというのなら教育委員会がやっているんでないんでないですか。そうなりませんか。総務課長。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） あくまでもこの指定管理者の募集につきましては、教育委員会それから副町長も答弁しましたがけれども、町長または教育委員会等でできるということで、選定委員会については施行規則の中で選定委員会の組織として先ほど言ったメンバーで選定委員会を構成しているということで答弁させていただきました。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） この教育委員会の事務委任補助執行に関する規則の中では、公園施設の設置管理及び占用の許可申請、そういうふうな細かいものまで教育委員会に任せているんですよ。教育委員会に。総務課長。教育委員会に任せているのに、こっちに別なのがあるからって二つも三つもわけのわからないものをつくって、こっちにあるんだ、あっちにあるんだというんですか。その辺は整理をしないとわからないんですよ。役場の中はごちゃごちゃになっているんだ、何をやっても。まとまっていないんですよ。つくったと思えば別な前のやつがあったり、そうになっているのではないですか。総務課長の答弁をもう一回お願いしたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 混乱しているというご指摘ですが、そんなことは全くございませんで、

教育委員会がこの募集をしているわけです。管理運営と募集については教育委員会がしているわけです。それでこの選定委員会ですけれども、これは条例上、募集に当たっての第2条ですけれども、町長または教育委員会は指定の管理を行わせようとするときには公募しなければならない云々とありまして、それでその選定委員会は町長でも教育委員会でもこれにかけることができるわけです。条例上。その選定委員会の委員に副町長以下、教育長も入ったメンバーで行っているということでございますので、町長部局の所管するそういう施設についても教育委員会が入ってそれを審査いたしますし、逆に今回のように教育委員会の施設についても町長部局が入って審査する。これは審査委員がそういう決め方ですから、それに従ったまででございますので何ら問題はないのだというふうに考えております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 副町長、教育委員会で募集もしたんだよ。教育委員会で指定管理者もしたんだよ。おらほでねえよと言っているわけでしょう。そしてこういうふうな10月1日からずっとやってきた。皆、教育委員会でやっているんですよとこう言っているわけでしょう。そういうふうな委員さんの定め方そのものもおかしいんでないですか、そうすると。教育委員会でみんなやっていると言っているんです。そしてこの規則で教育委員会の事務委任をしているんですよ。告示もしているんです。そして何回も改正改正ときて、一番最後は何年なんですか、22年なんですか。こういうふうなものでやっているわけでしょう。私は教育長に対する教育委員会に対する事務権限及び……平成20年11月13日、教育委員会が告示しているんです。ああ、これはあれでない。22年の6月1日、規則第14号で告示しているんです。これは教育委員会だと言っているわけです。教育委員会にやりますよ、補助執行をさせますよと。補助執行をさせたのに補助執行をさせないところが入って、そして取り決めをすると。補助執行されたほうはどうかすればいいんですか。権限の二重構造もいいところなんですよ。そして教育委員会をないがしろにしているのが行政側なんです、実際。そう思いませんか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 議員おっしゃるとおり、その条例、規則にのっとって今回は選定委員会を開催し、選定委員会の組織につきましては、繰り返しになりますけれども、条例施行規則の中で副町長、教育長以下云々ということで組織するという定めがありましたので、そういった教育委員会の施設につきましても町長部局が入って審査したというまでのことだと思いますので、何ら問題はないのではないかと思います。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから何ら問題がないのなら教育委員会に事務委任しているんだから教育委員会に任せなきゃならないんでないですか。事務委任しているんですよ。事務委任しているのにあんたたちが入り込んでいくのが何ら問題ないんですか。事務委任をちゃんとしているんですよ。そして教育委員会事務局でないんです、教育委員会等への事務委任なんですよ。教育委員会でいいと言わなければ入り込めないんですよ。そういうことになりませんか。

○議長（櫻井公一君） 西村副町長。

○副町長（西村晃一君） まず、この選定委員会の事務局は総務課で所管しておりますので、教育委員会のほうから今回の議案について審査してほしいという依頼がありましたので、それを総務課のほうで所管しておりますので開催し、その委員のメンバーはだれかということは条例施行規則にのっとりた形で開催しているまでですので問題ないものと思われま。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） ちょっと議長にお願いなんです、教育委員会から今回のやつは審査してほしいと、こういうふうなことで来たということでもありますから、どういうふうな文書で来たのか。これがわからないと今のようなわけのわからない取り扱いになるのではないかと、ということでもありますから、ちょっと休憩してもらって、その文書が来ているのであればみんなに提示をしていただきたい。お願いを申し上げます。

○議長（櫻井公一君） 今、尾口慶悦議員から文書等についてということでありましたけれども、この件に関しましてきょうの指定管理者運動公園に関する件、78号、79号とも関連性がありますので、一たんここでちょっと答弁等を全部整理したいと思います。

それで暫時休憩したいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） では暫時休憩したいと思いますので、議員の皆様は控室でお待ち願います。

午前10時36分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

それでは、今までの流れを答弁整理をした上で再度答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会分につきまして募集と関連ある部分についてお話をしたいと思います。

8月の定例会が8月25日、定例教育委員会議ということで開催されておりまして、このときに9月に条例案を出すということでございましたので、条例制定後に事務に入りまして指定管理者の指定等に関して12月の議会で提案させていただきますというふうな話をさせていただきました。これが8月25日です。

それから9月定例会があったわけですが、9月25日にありまして、このときでございますが10月から募集を開始すると、松島町運動公園指定管理者募集について町内限定をするというようなことでの根拠を報告させていただいた。10月から募集を開始することをこの場に出しています。

それから事務的なところでございますが、9月22日に業務仕様書、募集要項につきまして町長まで決裁をもらっているということでございます。さらに11月1日に募集が終わり、申し込み申請書類についてということでの決裁をとっているということでございます。

それで、教育委員会部局から町長部局へ文書で指定管理者の指定の審査について文書を出したかという話ですが、それについては出しておりません。施行規則によりますとこの選定委員会の組織というのが1個しかございませんで、この委員会でやるのが自然のなりゆきというようなことでございますので、あえて文書では出していないということです。

○議長（櫻井公一君） 選考委員会で何か答弁ありますか。なし。はい。

質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だからこれも言っていたんですが、事務委任をしている告示が優先するのか教育委員会のなにかが内容が優先するのかわかりませんが、それはどうなんでしょうか。文書で出さないで口頭で言ったんだよと、こんなことが通用するんですか。町長のほうもそれでよしとしたんですか。どちらにもお聞きします。いいですか。役場の中でも独立した機関なんですよ。教育委員会も何も要らなくなる。教育委員会あれば役場が要らなくなるんだ。高い給料をもらった人たち、ここにぞっくり並んでいる人たちが要らなくなるんですよ。こういうふうななにをしているんだければ。教育委員会で決めるんだければ役場の中に入っていることがおかしいわけでしょう。おかしいのがここに規則にあるからいいんだなんていうことは、規則そのものが間違っているんなら直さなきゃいけないんでないですか。そう思うわけですが、いかがなものでしょうか。さっきの副町長たちとの中身で私の質問の趣旨を聞かれたんですが、それに対してどういうふうな判断をされたのかお聞きをしたいわけでありませう。

○議長（櫻井公一君） 答弁。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 尾口議員のご質問にお答えいたします。

町長部局といたしましては、事前に先ほど亀井課長が話したように募集要項なりスケジュールなりをいただいていたものですから、その審査に当たって審査委員会の開催について当然行うということを考えておまして、特に文書でのやりとりを従来していなかったということでございます。尾口議員からのご指摘もでございますので、今後そういった文書でのやりとりに努めたいというふうに考えます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 何回も同じことを言っていくわけですが、取り扱いとしては適切な取り扱いではないと、私はこういうふうなことをお認めをいただいたと思うんです。執行者側はそれを認めたのかどうかお聞きをしておきたい。

それから、この中身にまた入る前にお聞きをしたいんでありますが、監査委員さんの監査指摘、この管理ではないんですが、5年間は長過ぎるのではないかというふうな監査委員さんのご指摘がありました。これは5年なんですよ。これらについては監査委員が指摘するんだからいいんだと、おらほうは別なんだと。あっちが勝手にしているんだというふうな考え方なのか。いいですか、監査委員が決算監査で指摘をして文書にして町長に出しているんですよ。これらはどういうふうな判断をされて、町長部局にこれも相談があったんだと思うんです。23年4月1日から28年3月31日まで、こういうふうになっているものですから、これらはどういうふうな判断をなされてこういうふうにしたのか。教育委員会でも執行部でも、いいや、監査委員は監査委員でいたいようにしているんだと、こういうふうなのか。この辺ははっきりしておいてもらわないと。監査委員さんが一生懸命になって監査をした結果を文書にして告示されているわけでしょう、決算監査を。そういうふうなものなのにしていない。全く考えていないのか、考えたけれどもしたというのかお聞きをしておきたいわけです。

○議長（櫻井公一君） まず一問一答でありますので、取り扱い等についての問題についての答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） 取り扱いにつきましてのご指摘でございますが、おおむね問題ないものというふうに思っております、先ほどもお話し申し上げましたとおり、その一部文書のやりとりをすべきだというご指摘につきましては、今後、そういった形で行っていききたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 今の件についてよろしいでしょうか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） いいよりも悪いよりも、今までしていなかったからしなかったと。こう

いうことでありますから、それ以上のなには議決をするときに否決するかどうかということは、これは議員さん方個人のお考えでありますから、そのところは私からとやかく言うことはできないのであります。とにかく今まで何だということなくしてきた、町長だから皆使えるんだと思ってたと、こういうふうなことだと思ふんです。それはそれでいいのか悪いのかの判断は皆さんでありますから。

それから今言われたこの5年間というのはどうなんだと。ごみ処理の委託期間の問題だったんでないかと、私はここでは今なにであります。5年というのは長いのではないかとこのように思ふことをご指摘があったわけでありまして、それについてはどう考えているんだと、このように思ふこと。

○議長（櫻井公一君） それでは、5年について答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 運動公園は指定管理者の指定という行政処分であるということ、それから学校調理は請負契約であるということ、特記仕様書のもとで業務委託料を競うものであるということ、性質が違ふのではないかなというふうに思っています。

9月決算で監査委員さんから長くて2年程度とする、委託期間の短縮で検討して自由競争の促進と委託料予算の軽減につなげてほしいという意見をちょうだいしたしたのは学校給食センターの調理と業務でございまして、後ほどの議案で出てきますが、これについては2年ということをごささせていただきました。

それでこの温水プールでございましてけれども、機器リースが想定されたわけ。これは根拠は何かというと先進事例を見てということ。トレーニングマシン、車両、物販、自動販売機、こういったものをリースすることが多く見られるわけ。ございまして、リースとなると5年が当然の期間である、これで提案の範囲を広げようということ。5年としました。さらに施設になれるまでどのぐらいかかるかという話でございまして、私どもでは2年はかかるだろうと。私どもも2年かかりましたので、指定管理者も2年かかるのではないかとこのように想定をしております。2年かかってなれて1年しかやれない。3年であればですね。2年であればなれて終わりというところ。ございまして、いかがなものだろうということがありました。実際、今回の募集をしまして、被選定者というんですか、こちらからもなれるまで2年ぐらいはかかりますというようなこともあった提案者もございました。それからもう一つは、議会基本条例の6条3項に近隣の類似状況を見て提案しなさいということがございまして、こちらによりまして近隣の状況を何年でやっているのかというようなことを指定管理者について調査をさせていただきましたら、多賀城はもう5年が最短の期間になってい

る。それから七ヶ浜がスポーツ施設については5年にしているという取り扱いをされているということでございまして、結果として5年という指定管理期間といたしました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 質疑を受けます。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） なれるのに何年かかるかは別にしまして、給食センターも同じだと思うんですよ。松島町の五小まで給食の配置をする、配膳をすると、こういうことですから同じだと思うんです。さらに東松島は一回だめになったでしょう。これは何ですか、5年間は絶対だめになっても責任を持つんですか。私らは何もないんですよ。これしかもらっていないわけです。そこで、途中でやめるっていったってやめてはだめだと。損害賠償か何か取るような契約があるのかどうか。ただ隣近所を見てというよりも、監査委員さんの指摘はこういうふうな委託契約をするときにはとまっているわけです。5年というのはいちばん長いのではないのか。どんどんどんどん少なくなってきた、相手方の対応が悪くて入場者が少なくなってきた、それでも5年間は左うちわでいられるんだと、こういうふうなことになるのかどうか。そういうことを含めて監査委員さんの指摘があったんだと私は思うんです。そして競争性を高めさせてやればいいんだと、こういうふうな考え方で、最小費用で最大の効果を上げるような方法は5年もだと長くなってしまふよと。役場あたりでも同じなんですよ。課長さんも5年ぐらいそこにいるとなれてきて、もう惰性になってしまう。そういうふうなことを省くのにもそういう効果があるだろうというふうなものまであったのかなと私は思っているわけですが、そんなことは念頭になかったのか。さらに町長のほうから事務委任されているわけですね。そのときに町長部局にそういうふうなもので意見を求めるようなことがなかったのかどうかお聞きをしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 指定管理者については、自治法も条例もですが、指定管理者を指定することができるということでございまして、もちろん5年でという指定期間でやっていただく、これがベストでございまして、何らかの事由があり途中で4年でだめになった、3年でだめになったというときはもとに戻してもらって、町で直営でまずはやって次の指定管理者を選定する、これが東松島でとられた方法だと思います。そうならないように私どもとしては233条の2の10項を使って実地で調査し、指導もさせていただく方策をとるべきだというふうに考えています。

給食でなれるということと運動公園でなれるということ、同じなれるということですが、どちらもなれるには結構かかると思うんですが、運動公園の特にプールについてはかなり複

雑な施設になっておりまして、私どもでもいまだにあそこに何かあるとかこれがあるとかということがままあるわけでございまして、もう2年以上過ぎていますが、そういったことも指定管理者さんのほうに指導・指示をしながらやっていけたらなというふうに思っています。

先ほども言いましたように、監査委員さんからのご意見は重々重く受け取っておりまして、価格の自由競争を阻害しないようにということで給食センターについては2年を選ばせていただいた。運動公園についてはそういったことで、他事例だとかも参照にしながらリース期間ということも考慮し、5年とさせていただいたということでございます。

それから町長のほうに意見を求めたかということですが、当然求めておりまして、5年でよかろうというようなことでございました。以上です。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） これも口頭ですか。書面で町長に求めたんですか。この辺をひとつお聞きしておきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 口頭です。

○議長（櫻井公一君） 質疑を受けます。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 口頭というのは言った言わないになるんですよ。だからさっきから言っているんです。それにあなたたちは全く答えていない。だから今までこういうふうな書面での取り扱いをしない、町の独立した行政機関だから今度にする、こういうふうな明快な回答がないんですよ、町長部局のほうにも教育委員会のほうにも。これでは言った言わないになるんですよ。また言ったけれども、あいつはあのとおりしなかったんですよと終わりになってしまうんじゃないか。だからこういうふうなことが続いてきているんです。そう思いませんか。これは最終的な決断は町長なので、そういうふうな取り扱いをしなければならないと思っていますか。

○議長（櫻井公一君） 報告についての取り扱いについての答弁を求めます。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 教育委員会と町長部局は基本的に違う組織でございますから、手続的には正確なやり方ということであれば一つ一つの事柄についてすべて書面で、ないしは文書でもってやるということはあるでしょうか、必要なのかなというふうには思っております。ただ今回のケース、いろいろケースはあるわけでございますけれども、今回のケースについては何年も前からの継続的な事柄、重要な課題であったということでございますので、常にそういった情報交換なり判断については綿密にお話をしていたということでございます。

言った言わないの話になるのではないかとということですが、まさか同じ役場の中、そして常に情報の交換ができる形でございます。また事柄として確かにこう指示したんだけども漏れたなということは事柄によっては確かにございますが、こういう大事な事柄について言った言わないの話になるということは、現実問題としては決して考えられないわけでございますので、そこのところをご理解いただきたいなというふうに思っております。

ただ、先ほど当初申しましたように、違った組織、違った条例なり規則なりに基づいているわけですから、そこのところについては漏れのないように手続的に書面で手続すべきところについては手続をすべきかなというふうに思っておりますので、これから気をつけていきたいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 役場の中って、こういうふうな大きなものだから文書ではっきりとやりとりをしておかなければならない。ちっちゃなその辺のごみを追っていただの何だのというのまで文書のやりとりをするのではないんですが、こういうふうな大きなものだからやりとりをしておかなければならない。教育委員会でおら知らなかったと、まず。事務局は知っていたんだろけれども、我々に何も言わなかったというのはあるでしょう、確かに。執行部だって。町長のほうに言った。ああ、私聞いていなかったと。こういうふうなことはあるんじゃないですか。だからそういうふうにしないうえにも、はっきりしたことをしておかなければならないのではないかと思うわけです。

それから、今これなんかは言った言わないにならないんですか。町長出したんだからおれは知らないというのはならないだろうけれども、23年から28年までやりますよと、そしてあとはお手上げになってしまったと、こういうふうなことだって出てくると思うんです。5年も。そしてよければ継続何年でもできていくわけですから。継続できるかできないかがわからないのだからそんなにしないんだと、こういうふうなことになるんだと思うんです。あとは今までやっていたのはうんといいいからって町長がやっているわけでしょう、継続して。やってみない人がいいか悪いかわからないわけです。この会社は大きくていいんだと思うのでありますが、東松島だって一番最初に契約したところは大きな会社なんですよ。もう日本でも有数な会社、そこのところと契約したんです。ところがやってみたらだめだと、こういうふうなことになってきたんです。だから私らも東松島に調査に行ったんです。

そんなことがあるものですからそういうふうな話をしたんですが、町長は5年でいいよ、教育委員会が言ったんだから間違いはないよと。教育委員会だって亀井課長、今度は町長部局に

来たら、ああ、おれはわからなかったと言うかもしれないですよ。口頭というのはそういうものなんです。だから町長ははっきりしておかなければならないのではないかと。町長はやめれば終わりなんです、職員はそのまま、松島町は連綿と続いていくわけです。そのときに文書で残っていなければそれを強調することができなくなるから私は言っているんです。文書というのは大切なんだよと。いいですか。裁判になったって何だって文書がなければ、その当時の原始資料がなければ争ったって水かけ論になるんです。それと同じになるのではないかと。町長。だからはっきりした文書の取り扱いをしていないのであればすると、こういうふうな考えがあるのかどうかというようなことを私は聞いているんです。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） おっしゃられることはそのとおりでと思います。つまり何がそのとおりと。かという、大事なことは文書でやっておかないといかんということでございます。そう思いますので、そういうふうにしていきたいと思っております。

あとは5年につきましては、これは亀井課長が個人的に大橋町長に言ったわけではなくて、いろんなやりとりをしている中で、期間としてはこういったもので考えておりますというふうな話をある時期にもらいまして、あとはさまざまな書類決裁の段階でそういったものが出ますので、その都度決裁をしているということでございます。しからば5年はどうなのかということですが、これは先ほどから説明しているわけですが、ほかの例とキャリアの問題とかということがありまして、全体的にもほかの事例を見ると、大体のところ過半数のところは5年ぐらいでとっているということからして合理性は持っているというふうに判断したわけでございます。事故があった場合にはどうなるのかということですが、これはこれまで東松島であったようなことになるかもしれませんが、そうならないようにチェックとかもしているわけでございますので、まず企業体質からしても大丈夫であろうというふうに思っておりますし、また事故があった場合にはその時点で適切に対応したいというふうに思っております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それとですね、私にこの資料をもらっているんですが、この額が妥当なのかどうかも含めて、今までこれにどのぐらいかかってどういうふうになったのかと、こういうふうな資料がなくて教育委員会もよく、ああ、いいいいと言ったものだと思っております。余り委員会の中身までは入りませんが、どんな資料をお出しになっていいと言われたのか。私はこれを見せられて、ああこのぐらいでしょうと。決算書を見たっていっば

い節に入っているものですから内容がわからないものがあるわけです。それでこれで議決をしてほしいと、こういうふうなことで、議員さん方は神様みたいな人たちだったから何でも神通力でわかるのかもしれませんが、こういうふうなものにこのぐらにかかっているんだと、だからこういうふうにしたんだと。こういうふうなものがなければならぬのではないかと思うわけでありましたが、これは教育委員会でしょう。教育委員会でやっているわけだから。そういうふうなものまで出されてなされたのか。議会にはなぜ出さないのか。

○議長（櫻井公一君） それでは、管理事務所、多目的広場、野球場、テニスコート等の施設についての金額についての答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 教育委員会議にもほぼ同じ資料で根拠となる1,490万円でしたか、こちらの話はさせていただきました。ほぼ同じということですから、同じ資料で今回提示させていただいているということです。この資料を作成するには20年度決算、21年度決算を考慮し、採用額というものを決めさせていただきました。収入については2年間の平均プラス自主事業というものが今度出てきますので、自主事業でどのくらい見込めるかという金を入れまして算出させていただきました。それから次の議案になりますが、温水プールの委託費については今年度から仕様を若干変えまして、人数を極力、安全を保てる範囲で減らすという方向で検討させて発注させていただきましたので、その辺の実績を考慮して入れさせていただいたということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 教育委員さんたちは本当に頭のいい人たちばかりだからこれでいいと思ったんでしょうけれども、私は理解できないんです。これも午後からになると思うんで、指定管理者の79号も含めて、計算した資料の提出を求めるように議長からご配慮をいただきたい、こういうふうに思います。それによってあとは質問をさせていただきたい。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 追加資料で出させていただいておりますが、8ページという数字が振られている。20年・21年の資料ということですか。

○議長（櫻井公一君） それでは質疑をもう一回受けます。尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、20年度と21年度のものを比較してこれを出したというんでしょう。だからその資料がなければ私たちは比較することができないんじゃないですか。教育委員さんたち何を見て比較したのかわかりませんが。ここの議会の中でもこれを見てわかる人は恐らくいないと思います。私は全くわかりません。総額でこのぐらいだべなというのはわかる

にしる。議案を審議させるわけですから、情報は共有しなければならない。そうでなければ内容まで入ることができないわけです。おれたちはわかっているんだから、あんたら聞かないのが悪いんだというようなことではおかしいわけです。執行者側は。情報はなるだけ余計に出して、そして同じ情報を共有して初めて議論させる。こういうふうなことになるんだと思うんです。それを出していただけますか議長にご配慮いただきたいと申し上げたんです。

○議長（櫻井公一君） それでは答弁を求めたいと思いますが、これは79号にも関連しますので、78号、79号で比較した資料の提出についての答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 出させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 午後一番ぐらいで出ますか。（「はい」の声あり）午後一番ぐらいで出ますということでありますので、尾口慶悦議員の質疑はここで一たん中断じゃないな、皆さんの意見を聞きますが中断してよろしいでしょうか。他の方の意見を聞いてよろしいですか。まだありますか。（「1点だけ」の声あり）はい。じゃあ尾口慶悦議員の質疑に関しましては、資料が出てからまた質疑を受けたいと思います。

では単に質疑を受けます。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 私も今、尾口議員さんの積算の根拠というものがどうなのかなと思いつつながら関心を持っていたわけでございますけれども、それは後の午後からの資料というようなことでございます。それとこの審査方法、これは78号、79号どちらも審査方法、審査項目、審査基準、配点、このように項目がありますけれども、この審査項目1. 町民の平等利用が確保できるか。10点と5点と各項目によって配点配分が異なっております。これは温水プールも同じであります。全く同じもので採点されているわけでございますけれども、この10点と5点の違いというのはどのようになっているのかお示しいただければと思います。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 10点と5点の違いですが、10点については特に力点を置いて、私どもで重要であるという部分について10点配点とさせていただきました。通常は5点ということでございます。以上です。

○議長（櫻井公一君） 10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この項目、仮に3番の施設安全対策設備維持管理、これなんかは全部5点ですね。結局こういうものは教育委員会のほうで全部、今までの実績をもとにしてこういうものが大切であろうというふうに教育委員会のほうで委託する側のほうで決めたというようなことかなと。また、こういう類似の施設の中で指定管理者をするときにはほかの類似の市

町村のこういったものを参考にしながらやっているのかどうか。お願いします。

○議長（櫻井公一君） 答弁。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） ほかの市町村でも同じような選定基準ではやっております。ただ配点で5点と10点とあるというところはまた別です。大体同じような点数でやっておられるというところがございます。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） この採点が1人150点ずついただくというようなことでありまして、人によってはかなりの差が開くとは思いますが、この中で最高に開いた点数というんですか、項目ごとにどのくらいの差、11の方が選考委員会になるんですけれども、かなり大体皆さん接近しているわけです。ここまで聞くとちょっとあれなんですけれども、かなり開くというようなことがあるわけでございますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 11人の採点の点数は持ってきておりませんが、採点の結果はそんなに開きはございませんでした。

○議長（櫻井公一君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 今度の運動公園の場合はマリソルという松島町の業者が指定管理者になったものですから、それは基準として松島町内に事業所があるとか、そういうものの基準ということでマリソルになったのかなど。それで一つはよかったかなというようなことでございますので、こういうふうに今町外に矢本の事例がございますので、やっぱりこの指定管理者の値段、1,490万円。決算書なんかを見ていくと、どうもこんなにかかっていないわけです。ただ決算書は人件費のことが含まれていないものですから、これは一概には言わないんですけれども、午後からの資料を見させていただきまして今後検討していきたいと思えます。

それから温水プールのことにつきましては、これは関連があるので一緒に聞いたかったんですけども、別々にということでございますので、午後からまた温水プールについて質問させていただきます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 16番ですけれども、グラウンド、多目的広場等の指定管理者への指定と委託ということになるわけですが、一つは松島町ではスポーツ振興計画をおつくりになってやられている。今回は温水プールと多目的広場を含めた運動公園、ここのところを全体で指定管理者に委託をしていくということになるわけですが、スポーツ振興センターをつ

くって計画もつくってやっているわけですが、センターの持つ意味合いというのはだんだん薄れていくのかなと。民間業者の方にもお任せしていくということで考えていくと、この計画どおりやってもらえばいいんですよと、あとはそちらでいのようにやってくださいと、丸投げをするような感じにも受け取れるんです。町の中心的なそういう体育施設がこういう形になっていくということになりますとそんなイメージを受けるんですが、これは丸投げということにならないのかどうか。スポーツを通して町民の皆さん方の健康増進等を図る、こういうことになっているわけではありますが、そのこと自体に町が本当に責任を負うということになっていくのかどうか。その辺について、一つはどう考えているのかなというところをお聞きをしておきたいと思ったわけでございます。まずそこからお願いいたします。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） スポーツ振興センター条例というものを見させていただきますと、スポーツの振興を通じて町民の心身の健全な発達を図るためスポーツ振興センターを設置するとありまして、昨年度策定いたしましたスポーツ振興基本計画の趣旨に基づいてスポーツ振興センターとしては引き続きスポーツ振興を担当していくということで考えてはおります。

指定管理者制度を導入しますと、例えば職員の顔が見えないとかそういった苦情が出るやに聞いております。それにつきましてはどのぐらいの期間になるかは私どもではまだ予測はついておりませんが、センター職員がいることでその辺のことは払拭できるだろうというふうを考えています。ただし指定管理者の自由裁量に触れない範囲でということと考えております。

それと、スポーツ振興センターの今新しい取り組みとして、基本計画ができたことで「する」「みる」「ささえる」という大きな柱があるわけですが、小中学生、幼稚園、保育所も含めまして非常に体力が不足しているということで、今、出前の講座を各幼・小・中に行っておりまして。その辺も今後とも担任していくようになるだろうということでございます。施設の運営については先ほども申し上げましたが、丸投げの形にはならないと考えています。以上です。

○議長（櫻井公一君） 今野 章議員。

○16番（今野 章君） 今、振興という点では出前講座等もやって、いろいろやっているということなんですが、結局その施設を例えば利用するといった場合に、どうしても委託をされた側の自由裁量といいますか、自主的な事業というものとのかち合いの問題も当然出てくるかと思うんです。そうしたときに、やっぱり町がスポーツの振興ということで責任を負ってき

ちんと実施していくということの妨げも出てくるんじゃないかと、そんな気がするんです。
その辺の懸念というものはないのかどうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。大橋町長。

○町長（大橋健男君） 役場の組織なりそれから生涯教育のありようとかというのものも、これは時代とともに変わるものでございます。当初、スポーツ振興センターを設立したときと今とでは、状況が変わっている部分も多々あるのではないかとというふうに私は考えているわけです。ちょっと総論的な話になって申しわけないですけども、行財政改革そして自治体の財政状況とかを考えますと、職員数は減少する方向、減少させざるを得ない方向がまず一つあるわけです。あとは社会体育、社会教育の面におきましても、事スポーツに関しましても指導したり一緒に楽しんだりするやり方についてはだんだんと専門化してきているところがございます。役場の職員がじかにやるというよりは専門家に頼んだほうがより効果があるし、また町民の方々にも楽しんでかつ成果を上げられるというような状況もございます。そういった大きな流れの中で、昔は職員が直接やっていた手足の部分等については業者に委託するというふうな形になってきているわけです。しかしその頭の部分、そして町の施設としてのあるべき姿とそれをコントロールする、そこの部分についてはしっかりと役場のほうでやらせていただくというようなことになるかと思えます。

ご指摘のように、ある程度業者の自由裁量が発生する部分もありますので、そのところはきっちりこちらでも見ていきながら、町民の方々に不便が発生しないようなことを常々心がけていきたいというふうには思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） じゃあ角度を変えまして、先ほどの経費の関係にいけます。1,490万円ということでの経費で年間委託をするという算式が出ているわけです。私も決算書をひっくり返しながらか、不十分ではあるとは思いますが見てきました。そうしましたら、一つは収入見込額、88万8,500円とここではなっているんですが、21年も20年も96万円を超す収入になっているんです。ですから12万5,000円ぐらい収入が多いわけです。なおかつ民間に委託することによって利用を高めていくというふうに言っているわけですから、当然収入もふえるという見込みにならないと私はおかしいのではないかなと思うんです。なのにここでは収入見込額が非常に低く見積もられている。これはどうなんだろうかというふうに思うわけなんです。この辺についてはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） プール以外の部分についてですが、20年の決算が71万3,200円だと思います。21年が96万3,800円、その平均をとったつもりでございました。

それで、少な目じゃないかということでございますが、プールの場合は自主事業というチャンネルがありまして、これで結構なお客さんを確保できる。この収入が、隣とっていいんですか、石巻市河南町では1,200万円ぐらいあると。ただ最初から1,200万円ではもちろんなかったと。重ねに重ねて1,200になったということですが、グラウンドについてはなかなかプラスの収入というものを見込めるのが難しいということが近隣の事例から見えましたし、私どもでも自主事業らしいことを今までやってきましたが、なかなかプラスしての収入というものが見込みにくいということで平均値をとらせていただきました。

それから先ほどのご質問で、かち合いになる部分がないかということでございますが、年度に入る前になるべく早目に毎年、利用者調整会議というものやっております。これは広範囲にわたってお声をかけさせていただきまして、どういった日にどういったイベントをやるだとか、例えば中体連をこの日にやるとか、高校野球の予選をやるとか何とかという話まで含めて、すべて情報をいただきまして、その中で調整会議をさせていただく。その後に新たに生じたものは、調整会議の結果であいている部分についていろいろメニューを入れていくというやり方を今までしてきましたし、今度もそういったやり方をしていきたいというふうに考えています。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 収入見込み、ちょっと私見間違ったかな。20年度の決算は96万4,500円と見たような気がするんですが、70何万だったんですかね。ちょっとこれは後で資料も出てくるんでしょうから。いずれにしても執行部の言うとおりの平均が83万何がしだということはいいいんですが、民間委託をして利用を高めると言っている部分を当初から全然見込まないこと自体が私はおかしいのではないかと、そういうふうに思うんですが、どうでしょうか。やっぱりそのために民間委託をするということなんでしょう。それなのにここは見込まないというのはどうなのかと思うんですが、どうですか。

○議長（櫻井公一君） 再度答弁を求めます。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） この部分については非常に悩んだ部分でありました。それで、これまで私どもでやらせていただいた自主事業、こちらを考慮し、今後想定されることを考えてもなかなか増額というのはこの時点では難しい。自主事業の根拠になりますものというのは、

会員制の入場券というんですか、これが自主事業の大きな源になっています。ナイト料金だとかウイークエンド料金だとか、それからウイークデイ料金だとか、そういった限って1月当たり3,000円とか4,000円とか5,000円とかとやっていくのが自主事業でして、何かイベントを打つからその分増収になるかというとはそれは意外とないということで、会員価格ということを重視して片方ではプールでは見ましたけれども、こちらでは会員としての利用、会員価格としての利用というはあるだろうかということで検討の結果、見込まないというふうなことにしております。

○議長（櫻井公一君） 16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） 私は5年間も委託するわけですからいろいろなことが考えられて、いずれはやっぱり増収対策ということを考えていくんだと思うんです。そういう意味ではやっぱりこれは、町の今までのやつを平均化してこれで終わりということ自体についてはなかなか納得しかねるというふうには思います。

それからもう一つ、芝の維持管理関係。834万円ですよ。21年度は芝の維持管理費で619万円なんです。ここで幾らですか、200万円近い差が出るんですか。これもどうなんだろうなと。こういうふうな思いがするんですが、何かマリソルですか地元の団体さんに悪いですけども、お金が出ていく仕組みに経費の計算がされているんじゃないかと思いたくなるような、何かそういう経費の内訳のような気がするんですが。その芝の管理の関係についてはいかがなんでしょうか。

○議長（櫻井公一君） ここでちょっと皆さんにお諮りしたいと思いますが、20年・21年の比較した資料を皆様のお手元に配付し、その後また質疑を受けるほうがいいのかなというふうに議長は考えたいと思います。それで今、今野 章議員の質疑も途中になっておりますが、これで昼休憩に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは資料配付後、午後1時再開というふうにしたいと思います。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

今、資料が提出されましたけれども、亀井教育課長のほうから答弁を求められておりますので答弁を許したいと思います。亀井教育課長。

○教育課長（亀井 純君） 資料を渡させていただきました。

2 ページ目の運動公園の歳入につきまして、平成20年は71万3,200円と入れておりましたが、今野議員さんからのご指摘のとおり96万4,500円ではないかということでございますので、確認をさせていただきたいということでございます。お願いいたします。確認のための時間をいただきたいということでございます。

- 議長（櫻井公一君） 皆様にお諮りします。金額等についての確認をしたいということの申し出がありますので、ここで休憩をとりたいと思いますがよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、休憩をとりますのでそのままお待ち願います。約10分、できるだけ速やかにお願いします。

午後1時00分 休 憩

午後1時18分 再 開

- 議長（櫻井公一君） 議事進行上、ではここで休憩をとります。再開は追って連絡いたしますので控室に願います。なお、議運をすぐに開きたいと思えます。

午後1時18分 休 憩

午後2時04分 再 開

- 議長（櫻井公一君） 会議を再開いたします。

ただいま追加日程を皆様方へ配付しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

12月10日付で町長から提出された議案第78号について、本日付をもって撤回したいという旨の申し出がありました。町長からの撤回の理由の説明を求めます。大橋町長。

- 町長（大橋健男君） 事件の撤回について、理由をご説明申し上げます。

今定例会が10日に開会され、既に議案を提出しておりましたが、提出いたしました議案のうち議案第78号指定管理者の指定について、議案第79号指定管理者の指定について、それから議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）から議案第85号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）までの計6件につきましては、指定管理料の算出について精査する必要があると判断したことから、議案を撤回いたしたくお願いする次第であります。よろしくお願いいたします。

- 議長（櫻井公一君） 指定管理者の指定についての撤回の件についてを日程に追加したいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

追加日程第1、議案第78号指定管理者の指定についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議案第78号指定管理者の指定についての撤回については、これを許可することにしました。

議案第79号指定管理者の指定についての撤回の件についてを議題といたします。撤回する件について許可することにご異議ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 78号でもよかったですんですが、精査する必要があったのは何で精査する必要があったのか。はっきりしないで、何回もでありますから。今まで撤回というのは何回もあるわけです。だから精査する必要があったのは何で精査する必要があったのか、はっきりやっぱり町長のほうでここに示さないと、ああそのとおり間違っただから撤回でいいというようなことになってしまいますので、その辺をやっぱりはっきりして。そこにお歴々が座っておられるわけでありましたが、その人たちにもこういうことだから撤回しなければならないんだぞ、恥ずかしいんだぞというふうなことをやっぱり理解していただかないとおかしいのではないかと思いますので、撤回の理由をはっきりしていただきたいと思います。

○議長（櫻井公一君） それでは議案第79号にも関連しますが、町長の撤回の理由の説明を再度求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） それでは、そのご質問にお答えいたします。

プール外の多目的グラウンドの資料を作成したところ、若干、歳入について誤りがあるように見受けられるというご指摘もございました。その点と、歳入歳出あわせまして再度精査して、議案として一度撤回させていただきたいという趣旨でございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 誤りがあると思われるので、誤りがあるのではないんですか。思われるんですか。その辺ももう一回ご回答をいただきます。

○議長（櫻井公一君） 答弁を求めます。西村副町長。

○副町長（西村晃一君） そこを含めましてお時間をいただきたいということでございます。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第79号指定管理者の指定についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。議案第79号指定管理者の指定についての撤回の件については、これを許可することに決定しました。

日程第3 議案第82号 平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）についての撤回の件について

○議長（櫻井公一君） 日程第3、議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）についての撤回の件についてを議題とします。

大橋町長から撤回の理由の説明を求めます。大橋町長。（「説明まとめて言った」の声あり）
ああ、まとめて言ったんだ。すみません。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

議案第82号平成22年度松島町一般会計補正予算（第4号）についての撤回の件については、これを許可することに決定しました。

日程第4 議案第83号 平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第83号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件についてを議題といたします。

平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の撤回について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第83号平成22年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件については、これを許可することに決定しました。

日程第5 議案第84号 平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第84号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第84号平成22年度松島町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件については、これを許可することに決定しました。

日程第6 議案第85号 平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
についての撤回の件について

○議長（櫻井公一君） 日程第6、議案第85号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件について、許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第85号平成22年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についての撤回の件については、許可することに決定をいたしました。

日程第4 議案第80号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第4、議案第80号指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。8番高橋幸彦議員。

○8番（高橋幸彦君） 本日は2日目、朝から大変な議会でしたが。指定管理者でもこちらのほうではちょっと別な角度から私は質問させていただきたいと思います。

12月2日付の河北新報の県内版にこういう記事が載っていたんですが、隣の美里町の文化会館の指定について、指定管理者との間で管理剰余金が出た。その返還についての裁判がありまして、大崎地裁古川支部の判決が町じゃなくて指定管理者のほうにというような判決が出たようでございます。この80号、次の81号もそうですが、町営墓地でこの剰余金の性格が恐らく美里町の例とは違うんだと思うんですが、そういう剰余金に関する返還とか、それからどちらに帰属するとかというような相手方との約束はきちんとした文書で締結されているのでしょうか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 80号墓地の管理につきましては、指定管理料については町では支払

っておりません。あくまでもこれに関しましては管理を本当に管理組合に委託している。管理費を徴収しまして管理を行っているというのが現状でございます。ですから剰余金というのはございません。

○議長（櫻井公一君） よろしいですか。（「はい」の声あり）他に質疑ございませんか。9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 管理料を払っていなくても、今回は剰余金が出ているわけです。出ているのをどうするかというようなことを含めて、おとなしいから幸彦議員はそのままなんだと思うんですが、管理料を払わなくても剰余金がある、町営墓地だと。いろんな経過があるので私もその経過は知っているわけですが、それでも剰余金がある。そうすれば町営墓地だから管理料を下げることだって当然必要になってくるのではないか。こういうことからいくと、今の総務課長の答弁では金払っていないから何ぼ余っていたっていいんだと。どっさり取って旅行しているところもないと思うんですが、そんなことをしたっていいのではないか。これで町営墓地の管理になるのか。ここはどうなんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 大変、説明不足でありました。

管理料、維持管理とかを言っておりますけれども、その他の維持管理費の中で協定書の中で維持管理経費といたしまして墓地の施設の修繕については管理組合が行うということでありますので、その管理料で維持管理を行っているということであります。ですからただ災害等の大規模な修繕が必要となった場合は町と協議することになっておりますけれども、ですから管理料を取りましてその中で維持管理を行いまして、その中で剰余金、余ったお金、その中では維持管理費に充当している、充てているということでございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） そういうふうな取り決めはどこにあるんですか。町営墓地管理条例の中にあるんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 墓地施設の管理運営に関する協定書で結んでおります。管理組合と町で結んでおります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 条例があつてそういうふうなものをして余っているわけでしょう。これは。今から出るかもしれないから剰余金を積み立てしておくんだと、こういうようなこと

ですか。そういうふうなことをしても管理費、労務費、除草費、役員手当もくれているわけですか。そういうふうなものまでくれてそういうふうにしなさいと、こういうふうな契約ですか。使うのは勝手だよ、そのなにて余ればあんたらが勝手にしていいよと、こういうふうな契約ですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 使うのは勝手ということではございませんで、あくまでも先ほど言っておりますように結局はあくまでも管理料ですから、その中で清掃とかそれからいろんな本当に修繕とかそういうものが出てきます。そういうことを補うのが本当に管理料でありまして、その中でやっぱり使っているということでございます。これは三浦墓地ですけれども、後ろの古浦墓地に行けば大規模な階段修繕も行いまして維持管理に努めておるわけでございます。ちなみに今までの3カ年の平均で、管理経費としては約23万円から40万円の支出が三浦墓地ではございます。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） それで見て余ったんでしょう、余っているんでしょう。これは収支計算書ですから。それをしても差し引き余っているよと、こういうふうなことでしょう。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 先ほどから説明しておりますとおり、小規模修理については管理組合で行っている。ですからそういう繰り越しというんですか、繰越額で修繕を行っているということでございます。維持管理を行っているということです。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 今、小規模修理と言ったけれども、小規模修理はどこまでが小規模修理なんだというようなことも管理組合と契約しているんですか。大規模な修理になったら町で出さなきゃいけないんですか、今の話からいくと。そうすると剰余金は町に入れておかないと、そういう問題が出てこないですか。使っていいよと、まず。管理も何も実際にはしていないんだけれども管理人、役員手当4万円、委員会経費2万円と、こういうふうになって出ているわけでしょう。そうすると大規模になったら町でするんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 先ほども説明しましたけれども、災害等における大規模な修繕が必要な場合には町と協議するということになっております。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） だから大きなものが出てきたら町でしなきゃないよと。そうすればちっちゃい修理はしているんだろうけれども余ったら町に入れていて、そして町では積み立てか何かをしていて、大規模な修理になってときには町が出すというふうなことではないんですか。町営墓地だから。いいですか、町営墓地なんですよ。そして使っていていいんだよと、まず。何に使ったっていいんじゃないですか、そういうのであれば。だめなんですか。

だからどこまでどんな契約をしているんだと。契約を出してみなさいよ。そして余ったときには余していいんだよというのならこの金はどういうふうな管理の仕方をしているのかというようなことだって、町営墓地だから町として管理をしなきゃないわけでしょう。ただこの書類さえ出してもらえればいいんだと、あとはあんたらやっつけていけるというようなことですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 維持管理につきましてはあくまでも管理組合に委託しております。その中で維持管理につきましては管理費用を徴収して行っております。繰越額が出たということでもありますけれども、それに関しましてはその管理組合の維持管理費に充てて、維持管理費並びに計画書がございますけれども、この中で管理経費を願っているということもございます。また繰越額が出たということでもありますけれども、それに関しましては管理組合で運営しているということで、修理費、どういう修理が出てくるかもわかりませんが、町で先ほど説明しましたけれども、町で行うのは災害等による大規模な修繕が必要になったときには町と協議するというようになっておりますので、細かい修繕が出てきます。それにつきましてそういう繰越額等を使って維持管理に努めているということでもあります。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 私の質問の仕方がわるいんだろうけれども、管理を委託して、町営墓地ですから町営墓地の管理を委託して委託料を徴収しているわけでしょう。条例でもって。いいですか、総務課長。そしてその管理料が余りましたよと。余ったのはあんたら自由に使っていていいよと、こういうことではないと言うんでしょう。だけれども余っているんですよ。そうしたら後で大規模修理や何かが出てきたときには町で見ますよというのであれば、余った費用は町へ一回何かに入れてそして積み立てでもしておけばいいのではないかと私は言っているんです。管理をさせているのはわかるんですよ。管理組合に管理をさせているんだから。だからその管理組合で管理した金が余っているんだよと、余ったものはそのままにして

いいと。あとは貯金していたって何だっていいと。貯金しているんですか、これ。その管理はどうしているんですかというんです。そこまで見ていないからおれはわからないというんであればそういうふうに答えてくださいよ。そうすればこれではうまくないから管理をしっかりしなさいと、こういうふうなことになるわけで。いいですか。はっきりした、おらほうの町営墓地でなきゃ許可できないから町営墓地にしたんです。そして町の墓地だよと。だからだれを入れてもいいよと、こういうふうなことになったわけでしょう。そして管理をさせたら余ったと。余ったのはそのままいいんですと。ではなじょしているのやと、どうしているのかもわからないというんでしょ、実際は。銀行に確実な出納であれば確実なものにしなさいと地方自治法にあるわけですね。安全な確実な方法で管理をしなさい。これは何もないわけでしょう。そうすると持っているのか、実際には金がないのかもわからないわけです。わからないと思っているんです。わかっているんですか。そこまでお聞きをしているわけです。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 前に事業報告は指定管理者の報告は受けております。その中で繰越額については管理組合で通帳に積んで管理していると。通帳では報告書が上がってきておりますので、その繰越額と通帳の現金は見せてもらっております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） いつまでもしていないでやめますが、ここでも金を納めない人がいて困っていると言っているんです。三浦墓地も。前にこの墓地だと永代貸付料をしたんですが、その業者がほかに行っていないと。どうしたらいいんだかと。こういうふうなこともあるわけです。そのときにはどうしているんですか。通帳の確認を本当にしているんですか。私もこの管理組合に行って聞いてみますよ。事実でなければどうするんですか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 実際に今117ありますけれども、1人が行方不明というのは聞いております。ですから昨年度の報告を見ますと21年度では115名で、それから天然の未納になった方と20年度で3名ですか、合計で昨年度は120名の管理収入がございました。確かに今、尾口議員が言うように納めない人もいるだろうということでもありますけれども、1人については行方不明ということは組合長から聞いております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） 管理はしっかりしなければならぬ。部落に任せておこうがどこに任せ

ておこうが、総務課長がすっかり見て、そしてこういうふうな管理をしなければならないよと、こういうふうなことをしなさいと私は言うんです。それを言いたいです。いいですか。何も見ないで、ああんだかもしゃないって言っていたんでは、議会もそれを聞いて、ああそれならいいんだと。そのままになれないんですよ。今の役場の体制からいったら間違っているわけですから。しょっちゅう何回も取り下げしているわけですから。だから言っているんです。総務課長がやめるにしても最後の有終の美を飾るのにはこういうふうな管理をしなさい、こういうふうな管理で金は一銭だって公金ですから、委託しようが何しようが指定管理しようが公金ですから。一円だりともそういうふうなことをしてはわからないわけです。だからそういうふうなものの取り扱いをきっちりしておきなさいと、こういうふうなことを申し上げたいわけでありまして。だからそれについてももう一回答弁してください。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 実績報告に基づきまして私のほうでは担当者から報告は受けております。その中で来年度の計画、それから先ほど言った管理料金の徴収等について、組合長とのご相談もありますので、その点はあと管理の方法などについては組合と話はしています。以上でございます。ただ、今後ともやっぱり管理、お金の絡むことですから、そういう本当に繰り越しが出たときに、今後の維持管理の面も含めまして組合とは話をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 9番尾口慶悦議員。

○9番（尾口慶悦君） このところで指定管理者の指定について、町長は今までしているんだけれども、管理運営に既設であるところから引き続き三浦墓地管理組合を指定管理者に指定したいのと言っているんです。だから適切である、あったのだというふうなことをはっきり確認されなければこういうものは出されないわけです。適切でなかったかもしれないんだから。私も聞いているんです、なにしているのは。だから聞いているんです。だから今後、こういうふうなことでするにつけて総務課長、最後の有終の美を飾るためにそういうふうな契約も何もきちんとして管理をしなさいと、こういうふうなことでしてくださいよ。いいですか。私が言っているのを理解できますか。

○議長（櫻井公一君） 答弁。佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤幹夫君） 適切に管理はされています。ただ、なお本当に適切に管理はされておりますが、なお関係を密にしてよりよい管理運営の方向を目指していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（櫻井公一君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり。質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって議案第80号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第81号 指定管理者の指定について

○議長（櫻井公一君） 日程第5、議案第81号指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議案第81号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議員提案第10号 松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第10、議員提案第10号松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

それでは最初に原案に反対者の発言を許します。16番今野 章議員。

○16番（今野 章君） それでは、松島町の議会議員の定数に関する条例の一部改正について、反対の立場から意見といいますか討論を述べさせていただきたいと、このように思います。

まず、議員定数ということですが、これは日本の民主主義国家ということでの成立の上での大きな要素であると、こういうことだと思います。そしてそういう民主主義国家として成立する上でそれを保障するために法律によって定められるということかと思えます。

平成15年以前は、国勢調査の人口に基づいてこの議員定数は自動的に定数が決まる仕組みで、その自治体の人口規模によってのみ定数が定められる仕組みになっておりました。これは地方議会の役割と地方自治の原則に立って住民の意思が正確に議会に反映されることを保障するためのものでありました。しかし、この間の行財政改革ということの中で、議員定数を次々と削減していくという動きが強まりまして、松島町でも昭和56年自治法の例外条項である特別な場合の規定を使って4名を削減し、定数を22名にしました。さらに平成12年の12月議会では2名削減で定数を20名といたしました。全国の多くの自治体が行財政改革の名のもとに特別な場合の例外規定を使って定数の削減を進めていったのであります。

地方自治法の原則が例外になって例外規定が原則のようになっていったのであります。そして地方分権の名のもとに平成12年には自治法の改正が進められ、平成15年には地方議会議員の定数に関する法改正が施行されました。それまでの人口規模に応じた定数から人口規模に応じて上限定数が定められたのであります。この上限定数についていえば、当時議員定数の削減が続く中で、それらをもとに定められたと言われておりまして、人口規模によって定数を定めるとするならば、私はこの上限がその地方議会の定数となり得るものとするものであります。またそうすることが住民の意思を性格に議会に反映するという議会の役割を果たす上で大変重要なことである、このようにも考えるものであります。

しかし、本町では上限定数22名から既に2名少ないにもかかわらず、17年の9月にさらに2名を削減し現在の18名とし、上限定数よりも4名少ない定数となっています。今回、さらに4名を削減し定数を14名とするならば、上限定数よりも8名も少ない定数となり、民意を反映する仕組みが破壊されようとしていると言わなければならないと思います。

議員定数等調査特別委員会の中でもなぜ14名なのかという突き詰めた議論、その根拠となるものは何もなかったように思います。最も民主主義に敏感でなければならない議員がみずからを削減していく、まさに民主主義の土台を掘り崩していくということではないかと思えます。そしてこうした事態が本町のみならず全国で進んでいるとするならば、日本の民主主義の危機でもあります。議員が減れば確実にそれだけ住民意思を反映できなくなるし、批判監視機能は低下をしていきます。議員の資質や能力を問題にすることがありますが、だからといって資質や能力のある者だけが選出されるという選挙制度でもありません。議会は多面的な住民の声やニーズを余すところなく町政運営に反映させるという責任を負っているのであり、行財政改革と称しての議会経費削減の議論とはまた別の次元の問題であると考えられるものであります。

地方分権が進む中で、国や県からの権限の委譲が進み、ますます市町村の仕事が増大しており、議会の役割は大きくなっていると感じるものであります。定数削減はそうした時代に逆行するものであり、削減は安易に行うべきではなく、住民にこたえ得る活動こそが望まれているということを述べさせていただいて反対の討論といたします。以上です。

○議長（櫻井公一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。討論参加ございませんか。なしですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議員提案第10号松島町議会議員の定数に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議員提案第11号 松島町議会委員会条例の一部改正について

○議長（櫻井公一君） 日程第11、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第11号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井公一君） 起立多数です。よって、議員提案第11号松島町議会委員会条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで追加日程がございますので、暫時休憩させていただきます。そのままお待ちください。

午後2時51分 休憩

午後 時 分 再開

○議長（櫻井公一君） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま9番尾口慶悦議員から、議員提案第12号監査請求に関する決議についての件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第7として議題としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井公一君） 異議ないものと認めます。

議員提案第12号監査請求に関する決議についての件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第11 議員提案第12号 監査請求に関する決議について

○議長（櫻井公一君） 追加日程第11、議員提案第12号監査請求に関する決議についてを議題とします。

議案の朗読を求めます。局長。

○議会事務局長（高平功悦君）

議員提案第12号

平成22年12月13日

松島町議会議長 櫻井公一 殿

提出者 松島町議会議員 尾口慶悦
賛成者 松島町議会議員 太齋雅一
松島町議会議員 今野 章
松島町議会議員 高橋利典
松島町議会議員 渋谷秀夫
松島町議会議員 片山正弘
松島町議会議員 小幡公雄

監査請求に関する決議について

上記の議案を、別紙とおり会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。

議員提案第12号

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

1 監査を求める事項

「松島町高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画」に基づき、平成22年1月に公募により実施された公募要領・松島町認知症対応型共同生活介護事業整備予定事業者の選定結果等の内容について

- ① 地域密着型サービス指定候補事業者公募要領の策定経過
- ② 松島町認知症対応型共同生活介護事業選定委員会の構成委員・審査内容結果等
- ③ 各応募事業者の審査基準に伴う、評価項目・評価基準に係る各配点・総合点数

2 理 由

松島町認知症対応型共同生活介護事業整備予定事業者の選定経過等の内容について、地域密着型サービス指定候補事業者公募要領により公表されていないが、議会に与えられた監視機能（透明性・公平性・適正化等）として、適正な事務執行という点においても議会が実情を把握する必要がある、監査委員に対し監査を求め、監査の結果に関する報告を請求するものです。

3 監査結果の報告期限

平成23年2月18日

以上、決議する。

平成22年12月13日

- 議長（櫻井公一君） 続いて、提出者からの説明を求めます。9番尾口慶悦議員。
- 9番（尾口慶悦君） 9番尾口であります。

本件については提案理由にも書いてあるわけでありましたが、22年の6月議会で介護保険特別会計補正予算の中でも議員の質問があったわけでありましたが、9月議会におきまして議員の質問に対して地域密着型サービス指定候補者公募要領で公募しないことにしている、残念ながら申し上げられない、こういうふうなことでありました。そして選定されなかった事業者名は当該事業者の今後の事業運営に支障を来すおそれがあるところから応募の有無を含めて公表しない。それから応募事業者の公募要領に記載する一切の事項を承諾して応募しているからしない。それから三つ目は選定委員会も非公開。選定後であっても委員名も非開示。そして選定委員の守秘義務の厳守のために審査書類まで回収したと、こういうふうに副町長は言っているわけでありますが、今は刑事裁判でさえも可視化が叫ばれている今日である。そのような公募要領をしたのであれば公募要領にも問題があったのではないかと、こういうふうに考えられますので、議会に与えられた監視機能として適正な事務執行を行うという点においても議会が実情を把握する必要があり、地方自治法の定めるところにより監査委員に対して監査請求を求め、監査の結果に関する報告を請求するものであります。

これはですね、余りくどくどと申し上げなくてもわかると思うんでありますが、こういうふうなことでありますので、議員各位にもご理解をいただきましてこの決議を議決いただきますようお願いを申し上げます。

- 議長（櫻井公一君） 議案の朗読、提出者の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） なしの声あり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（櫻井公一君） なしの声あり。討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議員提案第12号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（櫻井公一君） 起立全員であります。よって、議員提案第12号監査請求に関する決議に

については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会とします。

再開は14日、午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後2時51分 散 会